

大分県感染症対策連携協議会次第

日時 1月30日（金）
18時30分～20時
場所 大分県医師会館
6階研修室Ⅰ

- 1 開会
- 2 課長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 議題
 - (1) 感染症予防計画の実施状況等について
 - (2) 専門部会等の開催結果等について
 - (3) 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
 - (4) 研修・訓練について
- 6 閉会

1

1 感染症予防計画の実施状況等について

「大分県感染症対策連携協議会設置要綱」第2条1項3号に基づき、予防計画の実施状況等について報告するもの。

- (1) 医療提供体制
- (2) 物資の確保
- (3) 検査体制

2

(1) 医療提供体制

新興感染症に備えるための医療提供体制の確保について

- 新型コロナ発生前までは、新興感染症の患者は入院医療が前提となっていた。
- 国の指針に則り令和6年3月に改定した予防計画においては、宿泊療養の体制構築、高齢者施設、自宅療養に係る支援等における療養支援などについて定め、医療措置協定を締結した医療機関が、宿泊施設等の療養者に対する医療提供が推進される仕組みを整えた。
- 具体的には次の施設の療養者に対する医療提供（電話診療、オンライン診療、訪問診療）が推進されるよう、医療措置協定締結医療機関の増に取り組んでいる。
 - ・ 宿泊施設
 - ・ 高齢者施設
 - ・ 障がい者施設
 - ・ 医療提供以外の健康観察
 - ・ 自宅

3

医療措置協定締結医療機関の現状

目標達成済（令和7年9月時点）だが、引き続き協定医療機関の増を目指したい。

医療措置協定の目標数及び確保数

	流行初期 (公表後3か月まで)			流行初期以降 (公表後6か月まで)		
	目標数	確保数	目標達成	目標数	確保数	目標達成
入院病床	157	455	○ (+298)	525	658	○ (+133)
発熱外来	80	391	○ (+311)	400	444	○ (+44)

4

(2) 物資の確保

① 抗インフルエンザ薬

(単位：人分)

名称	目標数	確保数 (令和7年度末)	目標達成
タミフルフラブセル	46,000	46,000	○
タミフルドファイシロップ	26,600	30,400	○
リレンザ	10,800	10,800	○
イノビル	57,400	57,400	○
ラビアクタ	4,100	4,100	○
ゾフルーザ	12,900	12,900	○
計		161,600	

② 個人防護服等

初動1か月分を目安として以下のとおり備蓄・更新を進めている。

下記の使用推奨期間5年を前提に、備蓄量・費用を平準化するため、毎年度備蓄水準の4分の1に当たる量を確保。

令和7年度予算執行分から4年かけてガイドラインに示されている備蓄水準を確保（令和10年度到達予定）。

物資名	令和6年度末 在庫実績(枚)	国物資の確保に関する ガイドライン (備蓄水準) (枚)
サージカルマスク	81,203	1,216,300
N95マスク	4,720	94,400
アイソレーションガウン	11,240	224,800
フェースシールド	6,130	122,600
非滅菌手袋	108,630	4,345,200

5

(3) 検査体制

令和6年度末に学官連携の検査体制は目標達成済。

令和6年度事業で衛生環境研究センターに機器配備を行うことで達成。

	目標 (件/日) (流行初期以降：公表後6カ月まで)	現検査能力 (達成)
衛生環境研究センター	524	524
大分市保健所 (保健所設置市)	376	376
大分大学グローバル 感染症研究センター	200	200
合計	1,100	1,100

6

2 専門部会等の開催結果等について

当課が所管する会議等について、「大分県感染症対策連携協議会設置要綱」第6条に規定する専門部会として以下のとおり整理した。

- (1) 感染症発生動向調査企画部会（設置済）
- (2) 薬剤耐性対策部会（設置済）
- (3) 結核対策部会（未設置：現結核医療体制調整会議）
- (4) HIV対策部会（未設置：現HIV診療協力医療機関等連絡会議）
- (5) 麻しん風しん対策部会（未設置：現麻しん風しん対策会議）
- (6) 蚊媒介感染症対策部会（未設置）

※【休止中】COVID-19部会

※ 計画策定部会：上記部会又は新規部会設置

※ 部会は原則、非公開会議とする。

7

(1) 感染症発生動向調査企画部会（設置済）

① 目的

県の感染症発生動向調査事業を円滑に推進する。

② 根拠（国・法律等）

平成11年3月19日付け健医発第458号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（国通知）

③ 開催状況（令和7年2月設置）

（令和6年度）令和7年2月28日

（令和7年度）令和8年2月開催予定。

【定点医療機関の医師、学識経験者等】

8

(2) 薬剤耐性対策部会 (設置済)

① 目的

薬剤耐性対策を円滑に推進する。

② 根拠 (国・法律等)

2016年「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」の枠組みを元に作成された、薬剤耐性対策アクションプラン。

③ 開催状況 (令和7年7月設置)

(令和7年度) 令和8年1月16日開催

【学識経験者、感染症指定医療機関等】

9

(3) 結核対策部会 (未設置)

① 目的

県内の結核予防、医療、患者管理等結核全般について協議し、適時適切な対応策を講ずることで結核対策のレベルアップを図る。

② 根拠 (国・法律等)

感染症法第11条

結核に関する特定感染症予防指針

③ 関連会議等

結核医療連絡協議会、結核医療体制調整会議

10

(4) HIV対策部会（未設置）

① 目的

エイズ対策の総合的な推進を図る。

② 根拠（国・法律等）

感染症法第11条

後天免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

③ 関連会議等

HIV診療協力医療機関等連絡会議

11

(5) 麻しん風しん対策部会（未設置）

① 目的

【麻しん】平成27年に世界保健機関による麻しんの排除の認定を受けたが、引き続き排除状態を維持すること。

【風しん】早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、令和7年に世界保健機関による風しんの排除の認定を受けたが、引き続き排除状態を維持すること。

【MRワクチン接種率】95%以上を達成すること。

② 根拠（国・法律等）

麻しんに関する特定感染症予防指針

風しんに関する特定感染症予防指針

③ 関連会議等

麻しん風しん対策会議

12

(6) 蚊媒介感染症対策部会（未設置）

① 目的

蚊媒介感染症（デング熱、ジカ熱など）発生時に備える。

② 根拠（国・法律等）

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針

③ 関連会議等

感染症対策研修会

13

3 新型インフルエンザ等対策行動計画 の改定について

大分県計画	策定	平成25年10月
	改定	平成30年1月
	改定	<u>令和7年5月</u>

市町村計画	令和8年7月改定完了に向け、県は支援、及び進捗管理を実施。
-------	-------------------------------

14

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

第1条

この法律は、（中略）、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

第7条第1項

都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

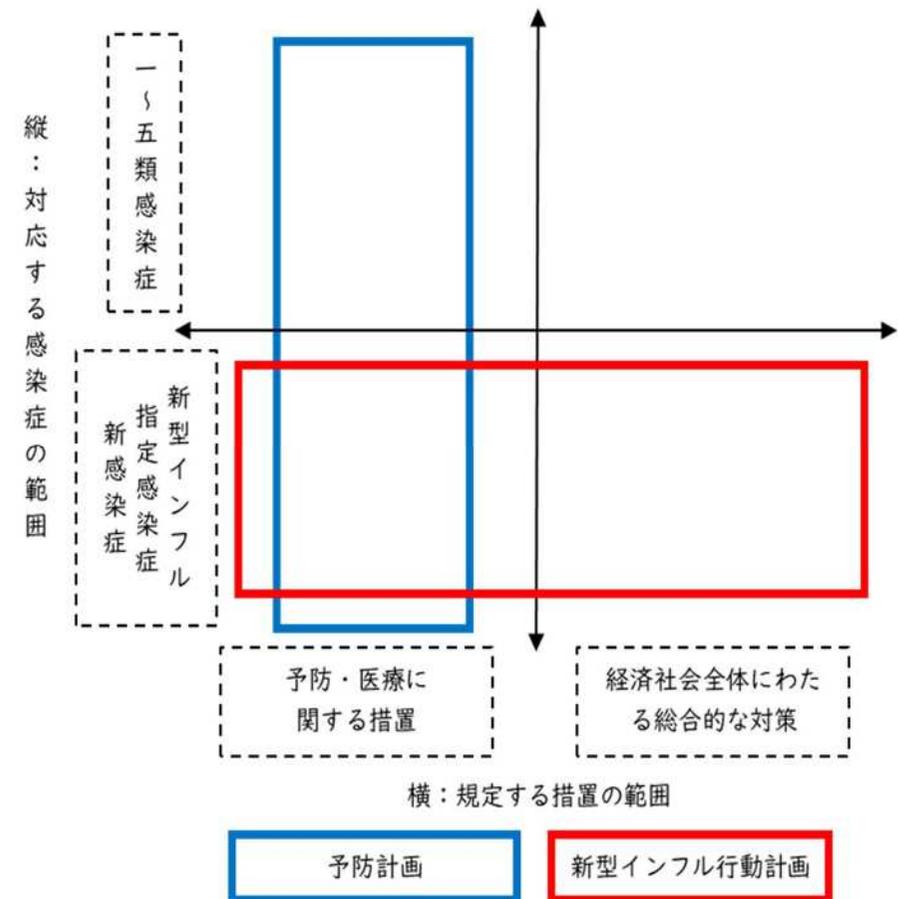
第10条第8項

都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

予防計画と行動計画の概要

	予防計画	行動計画
法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条	新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条
対象感染症	感染症法に規定された全ての感染症	感染症法に規定された ・新型インフルエンザ等感染症 ・指定感染症 ・新感染症 のいわゆる「新興感染症」
記載内容	①予防及びまん延の防止のための施策 ②情報収集、調査及び研究 ③検査の実施体制及び検査能力の向上 ④医療を提供する体制の確保 ⑤患者の移送のための体制の確保 ⑥医療提供体制等の確保に係る目標値 ⑦宿泊施設の確保 ⑧外出自粛対象者の療養生活の環境整備 ⑨総合調整又は指示の方針 ⑩人材の養成及び資質の向上 ⑪保健所の体制の確保 ⑫緊急時における施策	①総合的な推進 ②県が実施する次に掲げる措置 イ 発生動向調査、情報収集 ロ 適切な方法による情報提供 ハ 協力の要請等まん延防止措置 ニ 医療提供体制の確保 ホ 物資の売渡し要請、住民生活及び地域経済の安定 ③市町村行動計画、指定地方公共機関作成の業務計画を作成する際の基準 ④実施体制に関する事項 ⑤他の地方公共団体等との連携 ⑥その他知事が必要と認める事項

対応する感染症、規定する措置の範囲



新型インフル政府行動計画
 計画期間：原則6年ごと
 (県行動計画も政府行動計画に併せて見直し)

大分県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定版の策定について

改定の目的等

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症危機に対応できるよう改定

第1部 特措法と県行動計画

第1章 特措法の意義等・・・平時からの備えと発生・まん延時の措置

第2章 県行動計画の作成と危機管理対応・・・政府行動計画の改定との整合性等

第2部 対策実施に関する基本的な方針

第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等・・・県民の生命、健康の保護、県民生活および県民経済に及ぼす影響の最小化等

第2章 対策項目と横断的視点・・・対策ごとの基本理念等、複数の対策に共通する横断的視点(人材育成・国、県、市町村連携、DX)からの取組

第3章 県行動計画の実効性を確保するための取組等・・・実践的な訓練実施、定期的なフォローアップ、市町村計画策定支援等

第3部 各対策項目の考え方及び取組

13の対策項目の準備期・初動期・対応期における取組 ※現計画項目から②④は分割拡充、⑤⑦⑨⑩⑪⑫は追加

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	対策本部体制の整備、県行動計画の作成	県対策本部、地域対策本部の設置	危機管理体制の強化、本部要員の確保
②情報収集・分析	WHOや国からの情報収集	情報収集・分析に基づくリスク評価	リスク評価に基づく感染対策の見直し
③サーベイランス	感染症サーベイランスシステム実施体制の整備	患者全数把握の開始	全数把握中止、定点把握への変更
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	県民、事業所等への対策周知、啓発	コールセンターの設置	SNSやコールセンター等を通じたリスクコミュニケーション 偏見・差別、偽・誤情報への対応
⑤水際対策	水際対策に係る連携体制の整備	入国制限の広報	流行状況に応じた水際対策の強化、緩和
⑥まん延防止	対策強化の理解促進	患者や濃厚接触者への対応確認	まん延防止等重点措置、緊急事態措置の要請・対策
⑦ワクチン	予防接種体制の整備	接種会場や従事者の確保	特定接種、住民接種の実施
⑧医療	医療措置協定、宿泊施設確保措置協定の締結	相談センターの整備	協定締結医療機関等への医療提供要請
⑨治療薬・治療法	抗インフル薬の備蓄	抗インフル薬の確保・適正使用周知	抗インフル薬放出の検討
⑩検査	検査措置協定の締結	PCR等の検査方法の情報提供	協定締結医療機関等での検査体制の拡充
⑪保健	業務継続計画(BCP)の策定	感染症有事体制への移行準備	入院勧告・措置及び入院、自宅・宿泊療養の調整
⑫物資	感染症対策物資の備蓄	感染症対策物資の需給確認、備蓄物資の配布	物資の売渡要請
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	生活関連物資の備蓄勧奨 業務継続計画(BCP)策定の勧奨、支援	生活関連物資等の安定供給に関する周知	生活関連物資等の安定供給に関する要請

4 研修・訓練について

- (1) 社会福祉施設における感染症対応力強化リーダー育成事業について
- (2) 新興感染症初動対応訓練について

18

(1) 社会福祉施設における感染症対応力強化リーダー育成事業について

感染症対応力強化に向け、令和6年度に当課主催の研修を受講した、下記対象に対し実施したものの。

- ① 対象（主に看護師等）
 - ・ 特別養護老人ホームに勤務する者
 - ・ 介護老人保健施設に勤務する者
- ② スケジュール（各期定員20名）
 - ・ 第1期（令和7年7～11月）
 - ・ 第2期（令和7年10～2月）
- ③ 研修（第1期、第2期は同じ内容）
 - ・ オンライン講義4回（1回60分程度）
 - ※ 平時の感染症対策、手指衛生の重要性など
 - ・ 施設内ラウンド
- ④ 参加施設数等
28施設・32人

令和8年度も
開催予定

19

(2) 新興感染症初動対応訓練について

昨年度の感染症対策連携協議会のご意見も踏まえ、以下日程で統一シナリオで県下統一の訓練を実施（若手職員育成も意識）。毎年度継続実施する方針。

- ① **日時** 令和8年2月3日（火）13時～17時
- ② **場所** 県庁本館2階正庁ホール
- ③ **訓練参加者** 県内保健所職員（大分市保健所含む）

※ 各保健所毎のグループで訓練

20

訓練資料

背景（国内・県内）

1. 状況

- 国内において、30人のXYZウイルス感染症陽性患者が報告されている。
- 大分県においては1/14に1例患者発生し、大分県立病院三養院に入院している。
- 国立感染症研究所から衛環研へ緊急検査試薬を配布済みで、衛環研での検査体制は整っている。
- 厚生労働省及び国立感染症研究所から現時点のアセスメントが通知されている。
 - ・潜伏期間：2～5日 平均3日 最大10日
 - ・感染可能期間：発症1日前～PCR検査 2回陰性確認にて感染性を確認する *衛環研での行政検査 PCR検査可
 - ・感染経路：主 飛沫感染、接触感染
 - ・疑似症定義：①～③のいずれかに合致する場合
 - ①症状：発熱、倦怠感、筋肉痛、咳、呼吸困難 ②発生地域に行った又は発生地域の人や患者との接触があった③医師が臨床的にXYZウイルスの感染を強く疑う場合
 - ・確定例定義：①～②いずれにも該当する場合
 - ①症状：発熱、倦怠感、筋肉痛、咳、呼吸困難 ②鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液等による遺伝子検査の結果、XYZウイルス遺伝子の検出
 - ・濃厚接触者定義：以下①～⑤のいずれかに該当する人
 - ①陽性者と同居している人、②陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則）、③適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人、④陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人、⑤マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

2. 県の対応

- フェーズ：国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）
- 本部体制：「大分県新型インフルエンザ等対策本部」及び「新型インフルエンザ等地域対策本部」設置済み。
- 医療提供体制：協定締結医療機関に対して、医療措置協定に基づく要請（病床確保、発熱外来）済み。
- 相談体制：保健所及び県対策本部に、24時間対応の相談センター設置済み。
- 移送体制：保健所が管理している車両
- 接触者健康観察DX：モバイルPC等を活用した情報入力

21

管内の高齢者施設職員が新興感染症 (XYZウイルス感染症)に感染した疑い

【訓練目的】

県内2例目 管内1例目 高齢者施設職員が新興感染症に感染した事例への対応をとおして保健所と高齢者福祉施設の初動体制を確認する

*各施設で発生した想定で、保健所職員をプレイヤーとして、その初動対応を考える。

【想定事例】

県内2例目 管内1例目 → 豊後花子 50才(女性)
特養の介護福祉士、エリアA担当

特別養護老人ホーム
・東部：特別養護老人ホーム瑞雲荘
・中部：特別養護老人ホーム白梅荘
・南部：特別養護老人ホーム直川苑
・西部：地域密着型特別養護老人ホーム
花月園
・北部：特別養護老人ホーム真寿苑
・大分市：特別養護老人ホーム
アイリスおおいた

【シナリオイメージ】

2026年1月14日(水) 県内1例目確認
2月3日(火) 13:15～ 管内A医療機関から保健所に疑似症患者の連絡